

第 33 回 体外循環技術認定士認定試験受験要項

4 学会合同認定委員会
日本人工臓器学会
日本胸部外科学会
日本心臓血管外科学会
日本体外循環技術医学会

体外循環技術認定士認定試験は「医師の指示のもとで行う人工心肺等の体外循環装置を操作するための技術を有する能力」を認定するものである。

この試験は日本人工臓器学会、日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本体外循環技術医学会の 4 学会共催（4 学会合同認定委員会）で行うこととする。

受験希望者は下記の要項に従い、期日までに申請すること。

I. 受験資格

1. 日本人工臓器学会および日本体外循環技術医学会の正会員であること。
2. 心臓血管外科専門医認定機構が認定する施設（関連施設を含む）において、体外循環に関する経験が下記の年数（*注 1）を満たす者であること（*注 2）。常勤あるいは常勤に準じるものとし、アルバイトは認めない。
 - ① 医師（心臓血管麻酔専門医・心臓血管外科専門医）・・・経験 1 年以上
 - ② 医師・・・経験 3 年以上
 - ③ 臨床工学技士・・・経験 3 年以上
 - ④ 看護師・・・経験 3 年以上
 - ⑤ 准看護師（高校卒業）・・・経験 4 年以上
 - ⑥ 准看護師（中学卒業）・・・経験 5 年以上
3. 日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラム（*注 3）を履修し、所定の単位を取得した者。
4. 日本人工臓器学会教育セミナーを 1 回以上受講した者。
5. 4.とは別に認定委員会が定めた日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本人工臓器学会の体外循環セミナーで 10 ポイント以上取得した者。
6. 30 症例以上の体外循環の操作経験がある者（*注 4）
7. 以下に該当する者は除く
 - ① 精神病患者または向精神薬、覚醒剤、麻薬、大麻、アヘンの常用者、もしくはその影響が認められる者
 - ② 目が見えない者、耳が聴こえない者もしくは口がきけない者

注 1 免許交付日からの経験年数を基準とする。

注 2 認定施設、基幹施設、関連施設外の経験においては合同認定委員会にて審議のうえ、判定することとする。

注 3 日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラムは表 1 を参照すること。

注 4 症例提示として認められる該当者は 1 症例あたり 体外循環記録の筆頭者である主操作者 1 名のみ（記録中の自らの名前を○で囲むこと）。患者氏名や ID 等の個人を特定される可能性のある情報は提出時に必ず削除すること。

II. 試験方法

筆答試験および口答試験

III. 試験日および試験会場

試験日 : 2019年7月14日(日) 午前11時45分より午後1時45分(筆答試験)
午後2時00分より(口答試験)

会場 : 東京女子医科大学 臨床講堂 I・II 中央校舎 5階(予定)
東京都新宿区河田町8-1 TEL:03-3353-8111(代)

IV. 願書提出期間および提出先

2019年4月15日(月)～5月31日(金)までに提出書類(V.提出書類の項を参照)を簡易書留郵便にて、下記合同認定委員会事務局宛に送付すること(締切当日までに**必着**)。

V. 提出書類

1. 受験申請書

*申請書と同一の写真を受験票(申請後に事務局より送付)に貼ること

2. 受験資格2.の各証明書

a. ①～④の場合、免許証の写し

b. ⑤～⑥の場合、免許証の写しおよび卒業証明書

3. 『日本人工臓器学会教育セミナー受講証明書』(*ネームカードではない)の写し

4. 『日本体外循環技術医学会体外循環教育セミナーカリキュラム受講修了証』(*受講証ではない)の写し

5. 10ポイント以上に相当する日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会あるいは日本人工臓器学会の教育セミナー受講票の写し(日本人工臓器学会教育セミナーは4.の受講証明書とは別回の受講証)

6. 30症例以上の『体外循環記録原本』の写しと『体外循環業務施行証明書』

7. 受験料振込み時の受領証の写し

注意: 本年は日本人工臓器学会教育セミナー以外では1回での参加ではポイントが満たない為、日本人工臓器学会教育セミナーの受講証が2枚、あるいは1枚と本年の日本人工臓器学会教育セミナー受講が必要となる。

VI. 受験料

振込金額: 15,242円(試験料15,000円, 郵送料242円)

(郵便局の払込用紙を用いて振込むこと)

口座番号: 00120-8-51113

加入者名: 体外循環技術認定士試験委員会

※銀行からの振込用番号: 〇一九店(019) 当座 0051113

VII. 試験当日

当日は受験票と筆記用具を持参。

受験票には必ず申請書と同一の写真を貼ること。

なお、当日は面接試験があるため、相応しい格好で来場すること。

VIII. 問い合わせ先および申請書送付先

事務局：〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 ユニゾ小石川アーバンビル 4階
一般社団法人学会支援機構 日本人工臓器学会内
4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会（委員長 戸田 宏一）宛
E-mail : joint_nintei@asas-mail.jp ※お問い合わせはメールのみ

IX. 合格発表の通知および認定証の交付・個人情報の取り扱いについて

2019年11月12日（火）から開催される第57回日本人工臓器学会大会（大阪）において発表し、認定証を交付（郵送にて送付）する（予定）。

合格者および認定士は氏名を学会誌・HP等により開示する場合がある。

X. 体外循環技術認定士認定資格失効時の救済措置（試験免除）について

2007年より資格更新時1年の猶予措置が全廃されたことにより、セミナー受講等の条件が満たせず、資格を更新することができなかった場合には「失効」となる。よって認定資格を再取得するためには、すべての受験条件を満たした上で、再度認定試験を受験することとなる。

ただし、症例数を満たせず失効した場合に限り、試験免除の救済措置による再取得が可能（失効後5年以内）。詳細は「体外循環技術認定士認定資格の再取得について」を参照すること（この制度は2007年度資格更新者から適用することとする）。

認定試験申請書の記入上の注意

1. 申請をする際には必ずオンラインより1次登録を行い、登録番号を記載すること。
2. 記載不備の場合には受理ができないため、経歴以外は本人の自筆により楷書で正確に記入すること。
3. 本籍には都道府県を必ず記入すること。（本籍が海外の場合には国名）
4. 日本体外循環技術医学会の欄には会員番号および入会年月日を明記すること。
5. 日本人工臓器学会の欄には会員番号および入会年月日を明記すること。
6. 医療に関する現有資格は国家資格、学会・協会認定試験の順にその写しを添付すること
7. 経歴は指定施設（関連施設を含む）の施設責任者か当該（心臓血管外科・循環器外科等）部門長の証明が必要となる。
 - A. 常勤あるいは常勤に準じるものとし、アルバイトは認めない。
 - B. 複数の施設におよぶ場合は年数を加算し、各施設の証明を添付すること。
8. 『日本人工臓器学会教育セミナー受講証明書』の写しと『日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラム受講修了証』の写しおよび10ポイント以上分の受講証の写しを添付すること。本年は日本人工臓器学会教育セミナー以外では1回の参加のみではポイントが満たないため、日本人工臓器学会教育セミナーの受講証が2枚、もしくは1枚と本年の教育セミナーの受講が必要となる。
9. 筆頭に受験者の名前記載がある『体外循環記録原本』の写しの患者氏名の箇所を消し、30症例分を添付すること。
10. 氏名は原則開示する。
11. 受付後の提出書類および受験料はいかなる理由があっても返却しないこととする。
12. 申請書貼付の写真と同一の写真を保管し、申請後に届く受験票に貼って当日持参すること。